# 令和4年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

	日時:令和4年7月1日(金)13:00 場所:長浜市役所1階 多目的ルーム1
1.	あいさつ
2.	自己紹介
3.	議事 (1)「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」について 資料1-1、1-2
	(2) しょうがい者虐待防止について 資料2-1、2-2、2-3、2-4
	(3)長浜市しょうがい福祉プランの策定について 資料3
	(4) その他

4. 閉会

# 令和4年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

# <協議会委員>

	種別	所属団体等	氏 名	備考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2		湖北医師会	山﨑 正策	
3	保健医療関係者	長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	加藤 由希子	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7	しょりがも自団体	長浜市手をつなぐ育成会	太田和廣	
8		長浜米原しょうがい者自立 支援協議会	佐野 武和	
9	社会福祉関係者	障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	橋本 宏美	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	筧 嘉浩	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	野坂明子	

<敬称略>

## <長浜市>

	所属	役職	氏 名	備考
1	健康福祉部	部長	鵜飼 康治	
2	(是/永恒仁司)	次長	宮川 芳一	
3		課長	中上明美	
4	しょうがい福祉課	課長代理	真壁 栄志	
5	(事務局)	係長	富永 人志	
6		主査	吉田 晃	

#### ○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者(児)に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
  - (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
  - (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
  - (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 関係団体の推薦を受けた者
  - (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

- 第4条 協議会の会議は、市長が招集する。
- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若 しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。 (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」の制定について

#### 1 条例案作成のこれまでの経過

- 令和3年6月 庁議(着手報告)
- リ 6月 第1回庁内プロジェクトチーム会議
- リ 7月 健康福祉常任委員会(着手報告)
- リ 8月 長浜市しょうがい福祉推進協議会
- ・ 川 8月 第1回「(仮称)長浜市手話言語条例」を検討する懇談会
- リ10月~ アンケート調査実施(聴覚しょうがい者) 147 人/287 人
- リ10月~ アンケート調査実施(手話サークル)4団体39人
- リ10月~ アンケート調査実施(手話通訳士・者)6人
- リ10月 「(仮称)長浜市手話言語条例」説明会(聴覚しょうがい者対象)
- 112月 第2回庁内プロジェクトチーム会議
- リ12月 第2回「(仮称)長浜市手話言語条例」を検討する懇談会
- 令和4年1月~ 庁内意見照会
- リ 3月 長浜市しょうがい福祉推進協議会
- リ 3月 庁議(パブリックコメント実施前)
- ・ 川 4月 健康福祉常任委員会(パブリックコメント実施前)
- リ 4月~ パブリックコメント実施(4/27~5/27)
- リ 6月 第3回庁内プロジェクトチーム会議
- リ 6月 第3回「(仮称)長浜市手話言語条例」を検討する懇談会

#### 2 パブリックコメントの結果について

実施期間:令和4年4月27日から5月27日まで

意見提出者: 8人提出意見数: 12件

内 容:別紙のとおり

#### 3 今後の取り組み

パブリックコメント等のご意見を踏まえ、再度、懇談会等で議論を深めるとともに 当事者をはじめ関係団体や市民のみなさまにご理解いただけるように丁寧な説明を行 い、必要に応じて条例案の修正を行います。

また、条例制定後の施策の展開について、施策の推進方針を作成します。

## 前 文

- 〇手話は、音声言語である日本語と同様に、言語であり、ろう者にとってはコミュニケーションを図る大切なものであり、大切に育んできた。
- 〇手話はかつて言語として認められず、ろう者は多くの不便を感じながら生活してきた。
- 〇障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられたが、未だ十分な理解や普及には至っていない。 \_\_\_\_\_
- ●長浜市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する施策を推進し、市民が、手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定する。

## 目 的(第1条)

・手話の理解及び普及、地域において手話を使用できる環境の構築に関し、基本理念を定め、市、市民等、ろう者、事業者の責務等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 定 義(第2条)

- ・ろう者・・手話を使用して、日常生活又は社 会生活を営む者
- ・市民等・・本市に居住する者、通勤する者又 は通学する者
- ・事業者・・市内において、事業を行う個人及 び法人その他の団体

## 基本理念(第3条)

- ・ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての 市民と相互に人格と個性を尊重し合いなが ら、心豊かに共生することができる地域社会 の実現を目指すものであること。
- ・手話への理解と普及の促進を図り、ろう者が 手話でコミュニケーションを図ることができ る環境を構築すること。
- ・ろう者は、手話により、円滑にコミュニケー ションを図る権利を有し、その権利は尊重さ れるものであること。

## 市の責務(第4条)

- ・市は、国、県その他の関係機関及び手話に関 わる団体と連携し、ろう者が、自立した日常 生活や地域で社会参加ができるように必要な 施策を推進する。
- ・市は、災害時においてろう者に対し、適切に 情報を提供するとともに、意思疎通に必要な 措置を講ずる。

# 市民等の役割(第5条)

・市民等は、ろう者と手話又は情報機器等を用い、全ての者が共生することのできる暮らし やすい地域社会の実現に寄与するよう努める。

## ろう者の役割(第6条)

・ろう者は、市の施策に協力するとともに、手 話の意義及び基本理念に対する理解の促進、 手話の普及に努める。

## 事業者の役割(第7条)

・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを 提供し、ろう者が働きやすい環境を整備する ように努める。

#### 施策の策定及び推進(第8条)

- ・手話に対する理解及び手話の普及を図るため の施策
- ・手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大 のための施策
- ・コミュニケーション手段として手話を選択することが容易にでき、手話を使用できる環境 の構築のための施策
- ・手話通訳者の確保及び養成をはじめとする意 思疎通支援者に関する施策
- ・その他市長が必要と認める施策
- ・市は、上記の施策を効果的に推進するため、 部局横断的に取り組まなければならない。

## 施策の点検及び見直し(第9条)

·市は、ろう者及び市民等、事業者の意見を聴き、前条の施策の実施状況の点検及び見直しをする。

## 財政措置(第10条)

・市は、手話に関する施策に必要な財政上の措 置を講ずるように努める。

# 委 任(第11条)

・この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 【手話で共に暮らす長浜市手話言語条例(案)の概要に対するパブリックコメント意見要旨及び長浜市の考え方】

- ○実施期間:令和4年4月27日から5月27日まで
- ○意見提出者:8人 ○提出意見数:12件

連番	該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	第5条	市民等の役割(第5条)の事項で、もう少し具体的な記載があればと思いました。	努力義務の内容となりますので、個別具 体的な内容ではなく包括的な内容を記 載しております。
2	第5条	「手話又は情報機器等を用い」のところは、前文にある「手話が言語であるという認識に基づき」と矛盾し、手話を言語として用いていくことを推進していくことが曖昧に読めます。この情報機器が遠隔手話通訳のタブレットを意味するなどであれば、それは手話に含まれるので情報機器は削除してもよいと思います。	全ての者が共生することができる地域社会の実現のためには、円滑なコミュニケーションを図れるよう、それぞれの立場での取り組みが必要です。その手段として、情報機器を用いてろう者とコミュニケーションを図ることは、手話が言語であるという認識と矛盾するとは考えておりません。
3	第6条	ろう者の役割(第6条)について。 この事項は必要のないものだと思います。 この文章からは、ろう者に対して「手話はあなた達の言語だからあなた達が普及するように」とゆう印象を受けます。 何故、わざわざ「ろう者の役割」となったのでしょうか? 手話の普及は長浜市・ろう者・市民等・事業者が皆で一丸となってやって行きましょうと言うのが手話言語条例の土台となるべき基本の考えではないのでしょうか? ろう者のみなさんは、前文にもあるように、かつて手話は言語と認められず、辛く不便で不安な時代を生きてきました。 数々の運動をし、闘って手に入れた手話とゆう言語を、「手話はいのち」と呼び大切にしてきました。 それを、この第6条では突き離したイメージになってしまいました。 今一度、この第6条に関して考え直すべきではないでしょうか。	全ての者が共生することができる地域社会の実現のためには、施策の推進を市に委ねるだけでなく、ろう者・市民等・事業者がそれぞれの立場で、共に基本理念に対する理解を深め、取り組むことが大事です。突き離したりといった意図はなく、皆が一緒に取り組むうえで、手話を大切に育んでこられたろう者に期待する役割を条文化しているものです。
4	第6条	ろう者の役割(第6条)に関してですが、「ろう者は、市の施策に協力するとともに」の後に、「市と手を携えながら」の一文を加えてはいかがでしょうか? 第6条は、「ろう者と市とが、互いに協力し合いながら、手話に対する理解と普及に努める。」という内容のものであって欲しいです。	本市の他の条例との整合性を保つため 条文化はしておりませんが、第4条(市の 責務)において、市は、関係機関や手話 に関わる団体と連携して施策を推進する と記載しています。
5	第6条		「市の施策に協力する」とは、施策の推 進を市に委ねるだけでなく、ろう者・市民

連番	該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
6	第8条	手話通訳者として資格を有する方々について、市が長浜市手話通訳登録制度なるものを確立し、その制度の元で有資格者を長浜市の手話通訳者として登録して頂きたい。誰もが全てのろう者の安心できる暮らしを実現するため、通訳派遣の務めを果たしていけるよう、市は市の通訳者と認定し監理する事が必要だと思います。一方、通訳者としての資格のない方々について、この人たちの中で、ある程度手話経験があり、ろう者と手話を用いて充分に意思の疎通が図れる人に関しては、通訳ボランティアとして活躍できる場を提供して頂くよう、市が取り組んで頂きたいと思います。例えば、〇災害時・避難所等でのろう者へのサポート、〇2025年全国障害者スポーツ大会でのボランティア活動、〇観光客(ろう者)への対応但し、通訳資格のない者が行うべきではない通訳や通訳現場もあります。必ず法の定めを遵守し、秩序を保った上で有資格者も、無資格ではあるが手話ボランティアも協力し合いながら活動できるようにお願いしたいと思います。	今後の施策展開について議論する際、 参考といたします。
7	第8条	言語条例の文言や内容の是非よりも、この条例を施行した後にどのようなことを実行していくかが、最も大切なことだと思う。法律で「手話は言語に含む」と定められてから11年が経ち、各地で「言語条例」が施行されているが、社会全体をみたときその効果を感じることは少ない。本当の意味で世の中に浸透させるのであれば、「教育」に組み込んでいくことが不可欠だと思う。手話という言語を「福祉」から「教育」の分野に移行させることができれば、英語などの外国語のように、当たり前に学ぶべき言葉になっていくと思っている。手話を「言語」として普及させるのであれば、他の言語(英語など)と同じように、幼少期から学校等で段階的に学べる環境を、整備することが大切だと考える。公共のサービスに携わる方々が、積極的に手話を学び身につけ、使っている姿を市民に見せていくことが大切であり、その上で資格取得を目指す職員への支援や有資格者への待遇改善、収入増なども必要だと思う。手話に対しては「福祉」や「ボランティア」のイメージが根強く、有償での講座やサービスは実施しにくい印象がある。「言語」」は学んで身につけるものであり、英語などと同じように有償で教えるという環境が、作りやすいようにする必要もあると考える。手話を学び普及しようとする者が、資格の有無や有償無償に関わらず、それぞれに活動しやすい環境を作っていくことも必要であると考える。ろう者の方々と交流できるイベントや、定期サロンなど地域の中で交流し合える場を作り、ろう者の存在や生活について理解を深める機会を、作ることも大切だと思う。公の仕事に就く者の努力規定として「手話検定〇級」など要項を作り、手話の資格取得について意識できるようにしていくことも大切だと思う。	今後の施策展開について議論する際、参考といたします。
8	第8条	長浜市内の小学生には少なくとも一度は手話を体験して欲しいと思います。実施されている学校もありますがすべてではありません。一度では充分ではありませんがきっかけにはなると思います。	今後の施策展開について議論する際、 参考といたします。
9	第8条	学校教育の場等で、積極的に取り入れて、少しでも手話が出来 る様になれば良いです。	今後の施策展開について議論する際、 参考といたします。

連番	該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
10	その他	文章読んでみたら全く意味が分からないです。 第6条、第10条はおかしいです。 コミュニケーション条例と手話言語条例は別と思います。	ご意見として拝聴いたしました。
11	その他	聞こえない人の生活への理解足りないのでは??ろう者の動きわからない。<共に> 条例ができた後、市からあれこれ頼まれるだけになる恐れあり。市、協会etcの会がある。(米原)テキストまとめ⇒講座手話を理解してもらう活動。 条例をつくる目的が想像できない。やりたい姿(気持ち)わからない。条例を作った後に、具体的に考える??⇒条例作ることが目的になっている違うのでは?市とろう者(共に)が伝わらない。 【手話は言語】・・(手話だけで理解する人)(手話だけで伝える人)⇒高齢ろう者⇒手話で意見を聞く姿勢がもっとあった方が良い。もっとろう者のことを理解し、一緒に考えてほしい。「ろう者の役割」⇒ろう者がやりたいと言った。市から、「ろう者、やりなさい」と言っているように読める。 通訳派遣はどうなる?わからない。⇒情報コミュニケーション条例の範囲。 手話言語条例とは別。⇒ろう者が手話でいきいきと暮らすための条例。	ご意見として拝聴いたしました。
12	その他	条例の提示やパブリックコメントの方法について、文章を理解することが苦手なろう者もおられる中で、文章だけでの提示では理解しにくい場合があります。わかりやすい言葉での提示や、手話動画での提示、手話で提出できるパブリックコメントの方法など、ろう者を理解した方法が必要なのではないかと思いました。	ご意見として拝聴いたしました。

(単位:件)

R4.7 しょうがい福祉課作成

【養護者による虐待】

	1-01-07-					通報	者(重	重複あ	IJ)					虐						被履	≧待者							虐待	寺の種	別(重	重複あ	IJ)
	通			近		医	相	施設	虐		行	行		待	性	別			年	:代			障	害種別	刂 (重	複あり	)				放	
	報 件 数	本人	家族	隣住 民 · 知 人	民生委員	療関係従事者	談支援専門員	・事業所職員	待者自身	警察	政(市)	政(県)	そ の 他	認 定 件 数	男性	女 性	\$ 1 9	2 0 5 2 9	3 0 5 3 9	4 0 5 4 9	5 0 5 6 4	6 5 5	身体	知的	精神	発達	難病等	身 体 的	性的	心理的	棄放任	経済的
H29	12	2	1	0	0	0	7	2	0	0	2	1	1	7	4	3	0	3	0	1	3	0	1	3	4	0	0	4	0	6	1	1
H30	14	2	0	0	0	0	1	4	0	1	0	0	6	6	2	4	2	2	1	0	1	0	1	5	1	0	0	2	0	3	0	3
R1	8	1	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	1	4	2	2	1	1	2	0	0	0	1	3	1	0	0	1	0	1	1	1
R2	10	0	0	0	0	0	6	2	0	0	1	1	0	5	2	3	0	1	1	1	1	1	1	4	0	0	0	4	0	3	1	2
R3	13	0	0	0	0	0	4	6	0	0	3	0	0	7	2	5	2	4	0	1	0	0	1	4	2	1	0	3	0	2	2	4

#### 【施設従事者等による虐待】

						通報	者(重	重複あ	り)					虐						被履	≧待者							虐待	きの種!	別(重	直複あり	IJ)
	通			近		医	相	施設	虐		行	行		待	性	別			年	代			障	害種別	] (重	複あり	1)				放	
	報 件 数	本人	家族	隣住 民 · 知 人	民生委員	療関係従事者	談支援専門員	8、事業所職員	待者自身	警察	政(市)	政(県)	そ の 他	認 定 件 数	男性	女性	\$ 1 9	2 0 5 2 9	3 0 5 3 9	4 0 5 4 9	5 0 5 6 4	6 5 5	身体	知的	精神	発 達	難病等	身体 的	性的	心理的	放 棄 放 任	経済的
H29	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	3	2	1	0	2	0	0	1	0	3	3	0	0	0	2	0	1	1	0
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	5	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0
R2	7	0	1	0	0	0	1	3	0	0	0	1	1	3	2	1	0	0	1	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	3	0	0
R3	8	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	0	7	1	6	0	0	2	1	2	2	1	6	0	0	0	3	0	5	1	0

# 令和2年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する 調査結果について(概要版)

厚生労働省が実施した令和2年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

## 【調査結果の全体像】

		令和2年度	令和元年度	平成 30 年度
About to a	市町・県への相談・通報件数	135件	153件	132 件
養護者による   障害者虐待	虐待判断件数	67件	65件	71 件
	被虐待者数	67人	65 人	71人
障害者福祉施設	市町・県への相談・通報件数	62 件	83件	59 件
従事者等による	虐待判断件数	19件	17件	28 件
障害者虐待	被虐待者数	19人	17人	39人
	市町・県への相談・通報件数	5件	8件	11 件
使用者による 障害者虐待	虐待判断件数			
111111111111111111111111111111111111111	被虐待者数			

<sup>※</sup>使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数(滋賀労働局において虐待判断が行われますが、件数等は公表されていません)

# 1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

# (1) 相談・通報受理件数

- ○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、135件でした。
- ○市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は67件、被虐待者数は67人でした。

## (2) 相談・通報者

○相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が51件(37.8%)と最も多く、次いで「本人による届け出」が23件(17.0%)、「当該市町行政職員」が16件(11.9%)でした。

## 表 1 相談·通報者(複数回答)

		本人に よる届 け出	家族• 親族	近隣 住民• 知人	医療 機関 関係者	教職員	相談支援 専門員、 施設・事 業所の職 員	虐待者 自身	警察	当市行職員	介護保険法 による居宅 サービス事者 等	成年後見人	その他	不明	合計(実数)
R2年度	件	23	5	4	4	2	51	2	11	16	3	0	14	0	135
R2年度	割合	17.0%	3.7%	3.0%	3.0%	1.5%	37.8%	1.5%	8.1%	11.9%	2.2%	0.0%	10.4%	0.0%	-
R1年度	件	27	5	8	6	3	50	1	9	19	0	1	22	2	153
RI 平度	割合	17.6%	3.3%	5.2%	3.9%	2.0%	32.7%	0.7%	5.9%	12.4%	0.0%	0.7%	14.4%	1.3%	-

<sup>(</sup>注)割合は、相談・通報件数の総数(R2:135件、R1:153件)に対するもの。

## (3) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が34件(50.7%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が23件(34.3%)、「経済的虐待」が17件(25.4%)、「放棄・放置」が5件(7.5%)でした。

表2 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計(実数)
R2年度	件数	34	1	23	5	17	67
K2年度	割合	50.7%	1.5%	34.3%	7.5%	25.4%	-
D1年度	件数	44	1	15	6	13	65
R1年度	割合	67.7%	1.5%	23.1%	9.2%	20.0%	_

<sup>(</sup>注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R2:67件、R1:65件)に対するもの。

### (4) 虐待の深刻度

〇各市町の判断では、「重度(生命・身体・生活に関する重大な危機)」に該当するのは 8件(11.9%)でした。

表3 虐待の深刻度(各市町の判断によるもの)

KO ENO		(口 いつつつつ)			
		重度	中度	軽度	
		生命・身体・生活に	生命・身体・生活に	生命・身体・生活	合計
		関する重大な危険	著しい影響	への影響	
R2 年度	件数	8	34	38	67
NZ 平/支	割合	11.9%	50.7%	56. 7%	100.0%
R1 年度	件数	4	25	36	65
MI 平度	割合	6.1%	38.4%	55. 5%	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R2:67件、R1:65件)に対するもの。

### (5)被虐待者の性別・年齢・障害種別

- ○性別では「男性」が29人(43.3%)、「女性」が38人(56.7%)でした。年齢では「20~29歳」、「30~39歳」、「50~59歳」が14人(20.9%)と最も多く、次いで「~19歳」が13人(19.4%)、「40~49歳」が9人(13.4%)でした。
- ○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が50人(74.6%)と最も多く、次いで「精神 障害」が15人(22.4%)、「身体障害」が11人(16.4%)でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
DO任由	人数	29	38	67
R2年度	割合	43.3%	56.7%	100.0%
D1左座	人数	21	44	65
R1年度	割合	32.3%	67.7%	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、被虐待者数の総数(R2:67人、R1:65人)に対するもの。

表5 被虐待者の年齢

		~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	合計
DO左曲	人数	13	14	14	9	14	2	1	0	67
R2年度	割合	19.4%	20.9%	20.9%	13.4%	20.9%	3.0%	1.5%	0.0%	100.0%
D1左曲	人数	10	13	11	14	12	4	1	0	65
R1年度	割合	15.4%	20.0%	16.9%	21.5%	18.5%	6.2%	1.5%	0.0%	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、被虐待者数の総数(R2:67人、R1:65人)に対するもの。

#### 表6 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計(実数)
D0/F #	人数	11	50	15	5	0	0	67
R2年度	割合	16.4%	74.6%	22.4%	7.5%	0.0%	0.0%	-
R1年度	人数	8	41	20	3	1	0	65
KI平度	割合	12.3%	63.1%	30.8%	4.6%	1.5%	0.0%	-

<sup>(</sup>注)割合は、被虐待者数の総数(R2:67人、R1:65人)に対するもの。

### (6)被虐待者から見た虐待者の続柄

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「母」が29人(34.9%)と最も多く、次いで「父」 が25人(30.1%)、「夫」が7人(8.4%)でした。

#### 表7 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の配 偶者	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
R2年度	人数	25	29	7	0	6	1	0	0	4	3	1	1	6	0	83
K2平皮	割合	30.1%	34.9%	8.4%	0.0%	7.2%	1.2%	0.0%	0.0%	4.8%	3.6%	1.2%	1.2%	7.2%	0.0%	100.0%
D1左座	人数	15	26	11	0	3	2	0	0	7	7	0	0	5	0	76
R1年度	割合	19.7%	34.2%	14.5%	0.0%	3.9%	2.6%	0.0%	0.0%	9.2%	9.2%	0.0%	0.0%	6.6%	0.0%	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、虐判者数の総数(R2:83人、R1:76人)に対するもの。

## (7) 虐待への対応等

- ○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は21件(31.3%)で、そのうち「契約による障害福祉サービスの利用」が10件(47.6%)でした。
- ○一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は34 件(50.7%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が31 件(91.2%)、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が26 件(76.5%)でした。

#### 表8 虐待への対応策としての分離の有無

	R2	年度	R1	年度
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	21	31.3%	24	36.9%
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	34	50.7%	31	47.7%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	8	11.9%		
現在対応について検討・調整中の事例	2	3.0%	6	9.2%
その他	2	3.0%	4	6.2%
合計	67	100.0%	65	100.0%

<sup>(</sup>注1)割合は、虐待判断事例件数の総数(R2:67人、R1:65人)に対するもの。

<sup>(</sup>注2)「もともと虐待者とは別居の被虐待者数」は令和2年度分から新規追加した項目

表9 分離を行った事例における対応の内訳(複数回答)

	R2	年度	R14	年度
	件数	割合	件数	割合
契約による障害福祉サービスの利用	10	47.6%	3	12.5%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5	23.8%	10	41.7%
障害福祉サービスの利用または措置以外の方法による一時保護	3	14.3%	1	4.2%
医療機関への一時入院	1	4.8%	3	12.5%
その他	3	14.3%	7	29.2%
合計(実数)	21	100.0%	24	100.0%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	8	38.1%	8	33.3%

<sup>(</sup>注)割合は、分離を行った事例件数の総数(R2:21人、R1:24人)に対するもの。

表 10 分離を行っていない事例における対応の内訳(複数回答)

	R24	丰度	R14	丰度
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	31	91.2%	27	87.1%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	0	0.0%	5	16.1%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	14	41.2%	8	25.8%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	3	8.8%	5	16.1%
再発防止のための定期的な見守りの実施	26	76.5%	23	74.2%
その他	3	8.8%	3	9.7%
合計(実数)	34	_	31	_

<sup>(</sup>注)割合は、分離していない事例件数の総数(R2:34件、R1:31件)に対するもの。

# 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

## (1)相談・通報受理件数

- ○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、62件でした。
- ○市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は、19件でした。

#### (2) 相談・通報者

○相談・通報者(複数回答)の内訳は、「本人による届け出」が14件(22.6%)と最も多く、次いで「当該施設・事業所設置者・管理者」が10件(16.1%)、「相談支援専門員、他の施設・事業所の職員」が6件(9.7%)、「当該施設・事業所職員」が5件(8.1%)でした。

表 11 相談・通報者(複数回答)

		本人に よる 届出	家族 • 親族	近隣民 知	民生 委員	教員・療関事者	相援員の事の 談専し、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	当施·事所員 該設·業職員	当施·業置·理 該設·業置·理	当施 事所職該設 業元員	当施 事所用	当該 市政 員	警察		介護保基 マール 東事者等	成後 人	その他	不明	合計(実数)
R2年度	件数	14	8	5	0	2	6	5	10	2	0	4	0	0	0	0	3	4	62
R2年度	割合	22.6%	12.9%	8.1%	0.0%	3.2%	9.7%	8.1%	16.1%	3.2%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	6.5%	-
R1年度	件数	20	15	0	0	0	14	8	8	5	0	5	0	0	0	2	5	3	83
KI年度	割合	24.1%	18.1%	0.0%	0.0%	0.0%	16.9%	9.6%	9.6%	6.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	6.0%	3.6%	-

<sup>(</sup>注)割合は、相談・通報件数の総数(R2:62件、R1:83件)に対するもの。

## (3) 施設・事業所の種別

○施設・事業所の種別は、「就労継続支援B型」が最も多く6件(31.6%)、次いで「障害者支援施設」と「生活介護」がそれぞれ4件(21.1%)でした。

表 12 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	R	2年度	R	L 年度
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	4	21.1%	4	23.5%
居宅介護	0	0.0%	1	5.9%
療養介護	3	0.0%	1	5.9%
生活介護	4	21.1%	1	5.9%
短期入所	0	0.0%	0	0.0%
就労移行支援	1	5.3%	0	0.0%
就労継続支援A型	0	0.0%	0	0.0%
就労継続支援B型	6	31.6%	3	17.6%
共同生活援助	1	5.3%	3	17.6%
放課後等デイサービス	1	5.3%	4	23.5%
合計	19	100.0%	17	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R2:19件、R1:17件)に対するもの。

## (4) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が14件(73.7%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が8件(42.1%)でした。

表13 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
D0 年 由	件数	8	0	14	2	0	19
R2年度	割合	42.1%	0.0%	73.7%	10.5%	0.0%	-
D1年度	件数	6	1	10	2	1	17
R1年度	割合	35.3%	5.9%	58.8%	11.8%	5.9%	-

<sup>(</sup>注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R2:19件、R1:17件)に対するもの。

## (5)被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別は、男性が 13 人 (68.4%)、女性が6人 (31.6%) でした。「40~49 歳」が 5 人 (26.3%)と最も多く、次いで「20~29 歳」「50~59 歳」が 4 人 (21.1%) でした。障害種別では、「知的障害」が 13 人 (69.2%)と最も多く、次いで「精神障害」が 6 人 (20.5%)、「身体障害」が 5 人 (20.5%) でした。

表 14 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R2年度	人数	13	6	19
	割合	68.4%	31.6%	100.0%
R1年度	人数	13	4	17
	割合	76.5%	23.5%	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、被虐待者数の総数(R2:19人、R1:17人)に対するもの。

表 15 被虐待者の年齢

		~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	合計
DO任由	人数	1	4	3	5	4	0	2	0	19
R2年度	割合	5.3%	21.1%	15.8%	26.3%	21.1%	0.0%	10.5%	0.0%	100.0%
D1左曲	人数	4	4	0	3	5	0	1	0	17
R1年度	割合	23.5%	23.5%	0.0%	17.6%	29.4%	0.0%	5.9%	0.0%	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、被虐待者数の総数(R2:19人、R1:17人)に対するもの。

表 16 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計 (実数)
R2年度 割合	件数	5	13	6	2	0	0	19
	割合	20.5%	69.2%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	_
D1年度	件数	3	14	1	0	0	1	17
R1年度	割合	17.6%	82.4%	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	-

<sup>(</sup>注)割合は、被虐待者数の総数(R2:19人、R1:17人)に対するもの。

## (6) 虐待者の職種

○虐待者の職種は、「その他従事者」が9人(37.5%)、「生活支援員」が5人(20.8%) でした。

表 17 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	R2⁴	F度	R1年	<b></b>
	人数	割合	人数	割合
設置者•経営者	2	8.3%	1	5.6%
サービス管理責任者	0	0.0%	1	5.6%
管理者	0	0.0%	1	5.6%
看護職員	1	4.2%	0	0.0%
生活支援員	5	20.8%	6	33.3%
職業指導員	0	0.0%	1	5.6%
世話人	0	0.0%	1	5.6%
指導員	0	0.0%	1	5.6%
保育士	0	0.0%	0	0.0%
児童発達支援管理責任者	0	0.0%	2	11.1%
児童指導員	2	8.3%	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%	1	5.6%
その他従事者	9	37.5%	3	16.7%
不明	5	20.8%	0	0.0%
合計	24	100.0%	18	100.0%

<sup>(</sup>注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数(R2:24人、R1:18人)に対するもの。

## (7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- ○虐待の事実が認められた事例 17 件への対応は、市町による「施設等に対する指導」が8 件、「改善計画書提出依頼」が9件、「従事者への注意・指導」が4件でした。
- ○それ以外に、事業所指定権限を有する県または大津市が行った「報告徴収、出頭要請、立 入検査」が1件、「一般指導」は1件でした。

表18 市町による指導等(複数回答)

(単位:件)

			\ <del>+  <b>-</b>                                      </del>
		R2年度	R1年度
	施設等に対する指導	8	13
士町による北道笠	改善計画書提出依頼	9	7
市町による指導等	従事者への注意・指導	4	4
	その他	0	0

## 表 19 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		R2年度	R1年度
	報告徴収、出頭要請、立入検査	1	2
	改善勧告	0	0
障害者総合支援法または児童	公表	0	0
福祉法に基づく県および 大津市による	改善命令	0	0
	程限の行使 指定の全部・一部停止 指定取消	0	1
		0	0
	一般指導	1	3

# 3. 使用者による障害者虐待について

## (1)相談・通報受理件数

- ○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、5件でした。
- ○相談・通報者は「本人による届け出」「相談支援専門員、施設・事業所の職員」がそれぞれ2件(40.0%)でした。
- ※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数(滋賀労働局において虐待判断が行われますが、滋賀労働局が受理した通報件数や虐待判断件数等は公表されていません)

表 20 相談·通報者(複数回答)

		本人に よる届 け出	家族• 親族	近隣住 民•知 人	民生委員	医療機 関関係 者	相援員、 設・事 の員	職場の 同僚	当該事 業所管 理者	警察	当該市 町行政 職員	介険よ宅ビ業事保に居一事従	成年後見人等	その他	不明	슴計
R2年度	件数	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	割合	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	-
R1年度	件数	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	8
	割合	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	-

<sup>(</sup>注)割合は、相談・通報件数の総数(R2:5件、R1:8件)に対するもの。

## 4. 本県の特徴・取組等

#### (1) 本県の特徴

養護者による虐待および障害者福祉施設従事者等による虐待のいずれにおいても、相談・通報件数 や虐待判断件数が、人口が同程度の他県と比較して多くなっています。

また、養護者による虐待では、相談・通報者の内訳では「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が 37.8% (全国平均 23.7%) と高い割合を占めています。

このことから、本県では相談支援専門員や障害者福祉施設従事者が相談・通報に大きな役割を果たしており、現場での障害者虐待防止法の理解が深まり、虐待事案を潜在化させることなく、まずは相談・通報するという考え方が浸透していると考えられます。

#### (2) 本県の取組

#### ①相談対応等

障害者虐待に関する相談に応じるとともに、市町間の調整や情報収集・分析・提供など市町を後方 支援する役割を担う「滋賀県障害者権利擁護センター」を設置・運営(障害福祉課に相談員を配置)

- ②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施(参加人数はオンライン参加を含む)
  - ・市町職員・虐待防止センター職員向け障害者虐待防止・権利擁護研修会 [令和3年5月17日、24日(30名参加)]
  - ・障害福祉サービス事業所従事者向け障害者虐待・権利擁護研修会 [令和3年11月29日(200名参加/北部会場)、12月8日(99名参加/南部会場)]

#### ③施設従事者等虐待再発防止の取組強化

虐待事案が発生した施設等に対して、専門職員(社会福祉士等)を派遣し虐待の生じた要因等を分析するとともに、改善に向けたアドバイスや施設内研修を実施した。

[令和3年度:5法人・団体に対し7回実施]

#### 4県民等への啓発

県民向けのパンフレットを作成し、市町や事業所など関係機関を通じた周知・啓発

本県では、今後も引き続き、県内における障害者虐待の状況を把握するとともに、障害者虐待防止・権 利擁護研修や、障害者権利擁護センターでの相談や啓発を実施していきます。

また、障害者福祉施設従事者等による虐待事案については、弁護士や社会福祉士など専門職種も加えた 事例検証会議を定期的に実施しています。事例の分析を通じて、虐待のあった施設への適切な指導・助言、 相談員のスキルの向上や虐待防止に向けた取組等を充実させるとともに、障害者福祉施設や企業の従業者、 県民等の障害者の権利擁護に関する意識の向上に努めていきます。

さらに、「障害福祉サービス等報酬改定」において令和4年度から各事業所での虐待防止研修の実施や、 虐待防止委員会の設置が義務化されることから、こうした取組が進むよう県として研修内容の見直しや研 修資料の提供等を通じて支援してまいります。

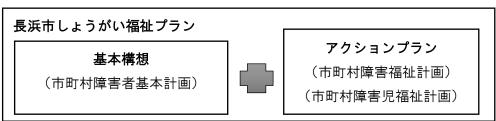
# 長浜市しょうがい福祉プランの策定について

#### 1. 策定目的

平成30年度に策定(令和3年中間見直し)した「長浜市しょうがい福祉プラン」(H30~R5)の計画期間の終了に伴い、これまでの計画の実施状況を評価し、引き続き本市における障害福祉施策を推進するため、令和6年度を始期とする『長浜市しょうがい福祉プラン』(R6~R11)を策定します。

#### 2. 長浜市しょうがい福祉プランの法的位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる計画です。



### 3. 策定期間及び計画期間

策定期間:令和4年度~令和5年度

計画期間:令和6年度~令和11年度 中間見直し(令和8年度)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン	策定	⋶期間			計画類	期間		

#### 4. 計画の策定について

計画の策定にあたって、協議会等において意見を聴取するとともに、当事者、関係団体等へアンケート等を実施し、令和5年度に計画を策定します。

- (1) 長浜市しょうがい福祉推進協議会において、意見聴取
- (2) 長浜米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会において、意見聴取

(参考) 障害者総合支援法第88条第9項

市町村は、(略)市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会(長浜米原しょうがい者自立支援協議会にあたる)の意見を聴くよう努めなければならない。

- (3) サービス利用者やしょうがい福祉サービス事業所、関係各種団体へのアンケートやヒアリング等の実施
- (4) 現状の把握・分析・課題整理
- (5) 改定内容の検討、計画案の策定
- (6) パブリックコメントの実施

※適時、庁議や市議会(健康福祉常任委員会)への報告